

神奈川県営水道事業審議会における会議の運営について（案）

（趣旨）

- 1 この決定事項は、神奈川県営水道事業審議会規程（令和4年2月25日企業管理規程第1号）（以下「審議会規程」という。）第12条に基づき、神奈川県営水道事業審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営について必要な事項を定めるものである。

（調査審議）

- 2 （1）審議会の会議では、神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）からの諮問事項について調査審議し、その結果を報告するほか、神奈川県営水道事業に関することについて、意見を建議することができる。
（2）調査審議に必要となる事項について、審議会は管理者に対し資料の提出を求めることができる。
（3）審議会の会議に神奈川県企業庁職員を出席させ、必要に応じて調査審議に必要となる事項について説明を求める。

（会議の開催方法）

- 3 （1）審議会の会議は会長が指定した場所に一堂に会する方法又はWEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用する方法により開催するものとする。
なお、一堂に会する方法で開催する場合であっても、会長が認めるときは、委員はWEB会議システムにより会議に出席することができるものとする。

（2）（1）によりがたい特別の事情があり、会長が必要と認めるときは、審議会の会議は書面開催（会議室に集合せず書面により議事への賛否や意見を述べる方法）により行うことができる。

（WEB会議の出席）

- 4 （1）WEB会議システムの利用において、映像及び音声を送受信できなくなり、意見表明を委員相互間で行うことができなくなった場合には、当該WEB会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
（2）WEB会議システムによる出席は、個室その他のできる限り静寂な施設で行わなければならない。
なお、会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

（書面開催の出席）

- 5 3（2）により会議を開催した場合、書面による議事への賛否の表明あるいは意見の提出をもって、審議会規程第6条第2項及び第3項の出席とする。

（部会への準用）

- 6 3～5の規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開及び非公開)

7 会議の公開及び非公開の決定は、会長が会議開催ごとに当該会議に諮って行うものとする。

(議事録)

8 審議会の議事録は、発言の全内容を記載するものとする。